

## 甲佐高等学校いじめ防止基本方針（令和3年2月改訂）【概要版】

### 1 いじめ防止等に関する基本理念

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行う。
- (2) いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、県、市町村、学校、家庭、地域やその他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### 2 いじめの定義と判断

いじめの定義（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。））

**第2条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめ防止等に関する基本的考え方

- (1) 根本的ないじめ問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。
- (2) 学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進する。このことにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。「いじめに負けない」とは、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合わせるということである。
- (4) 自他の意見や能力等に相違があつても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (5) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図る。さらに、ストレスに適切に対処できる力を育み、全ての生徒が安心して、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活を生徒と共につくりあげる。
- (6) いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまで、表面的には解決したと判断したいじめも状況を継続して注視する。
- (7) PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設け、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。

#### 4 いじめの防止等の対策のための組織

甲佐高等学校いじめ防止対策委員会を設置

##### (1) 組織の構成員（9名）

校長、臨床心理士、教頭、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、1年学年主任、2年学年主任、3年学年主任

※なお、必要に応じて関係の深い教職員（学級担任・部活動顧問等）を追加

##### (2) 組織の役割等

ア いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

イ いじめの相談・通報を受け付ける窓口（教育相談係・その他の職員）

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施 等

※ 当委員会における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者を、教育相談係とする。

#### 5 年間計画

##### (1) 取組の評価、会議、校内研修等の実施時期（目安となる実施月）

ア 取組の評価の実施時期

(ア) 第1回評価 … 7月 実施後の振り返り〈活動・事例の確認・検証〉

(イ) 第2回評価 … 12月 実施後の振り返り〈活動・事例の確認・検証〉

※ 12月 「取組評価アンケート」の実施

(ウ) 第3回評価 … 3月 1年間の取組の総合評価・検証

イ 会議

(ア) 甲佐高等学校いじめ防止対策委員会（定例会議）

a 第1回委員会 … 7月

b 第2回委員会 … 12月

c 第3回委員会 … 3月

(イ) 学校評価委員会（校内）、学校関係者評価委員会

a 学校評価委員会は随時開催とする。

対象領域は「学校経営」「学力向上」「キャリア教育（進路指導）」「生徒指導」「人権教育の推進」「いじめの防止等」「特別支援教育」「保健環境」「地域連携（コミュニティ・スクールなど）」である。各領域の自己評価を検証する。

b 学校関係者評価委員会（学校運営協議会委員・保護者代表1人を含む）

※ aの説明に同じ。

学校関係者評価委員会 … 7月、11月、2月

(ウ) 学校運営協議会（委員長：校長、学校運営協議会外部委員12人、内部委員

3人、総務部長、教務主任、進路指導主事、生徒指導主事、各学科・コース主任、保健主事）

学校の運営・教育活動について求めに応じ意見・提言を述べることができる。

学校運営協議会 … 7月、11月、2月

ウ 上記の（ア）（イ）（ウ）については、職員会議等で報告し共通理解を図る。

エ 校内研修会

(ア) 生徒理解研修 … 第1回4月、第2回9月に全職員参加により実施

(イ) 特別支援教育研修 … 学期ごとに実施

(ウ) いじめ防止について … 4月（共通理解）及び学期ごと1回

校内マニュアルや校内体制の確認、いじめの未然防止や危機管理に向けた研修を

含む。必要に応じて臨時の校内研修会を実施する。

## (2) いじめの未然防止の取組と実施時期

### ア 道徳教育

教育活動に関わる全ての個別の指導と支援の取組の中に含まれている。学校経営案に「道徳教育の全体計画」を示し、この全体計画に従って、各教科・科目、各校務分掌部、各学年、「総合的な探求の時間」、特別活動（ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事）の各分野・領域で、年間を通して行う。

### イ 人権教育

人権教育は、教育活動の全ての分野・領域で行う。いじめ問題は人権侵害問題であり、人権教育の取組が、そのままいじめ防止の取組でもある。人権教育は、人権教育推進委員会が中心となって基本方針と年間計画を立て、年間を通して推進する。さまざまな教育活動の中に人権教育の視点を含ませることにより、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成を図る。

### ウ 学級活動

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。この取組によっていじめ問題の未然防止を図る。

生徒にとって学校生活における基本は所属する学級であり、学級に居場所があることが重要である。生徒は、他の生徒や担任との関わり合いを通して、自らが人と関わることの喜びや大切さを気づいていく。また、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、人から認められている、人の役に立っている、といった自己有用感を獲得していく。そういう意味で学級活動の意義は大変大きい。

### エ 体験活動

体験活動の多くは学校行事として実施する。学校行事としての体験活動を通して、生徒は望ましい人間関係を形成し、集団への所属感・連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育むことができる。

しかし、通常安定した人間関係や集団が一度解体され、目的に応じた新たな人間関係や集団の秩序が形成され非日常的な環境の中で活動するため、人間関係のトラブルやいじめ等が発生する可能性が高まる時でもある。しかも、個々の生徒の年齢や発達段階にも差があるため、お互いを認め尊重する態度が失われるような局面も生じやすくなる。

そこで、細心の配慮の下にいじめ防止に向けた取組を徹底し、体験活動の一層の充実を図る。

### オ 情報モラル教育

現代が高度な情報化社会になる中で、インターネットを通じて行われるいじめは、時として深刻な苦痛を生徒にもたらしている。またそれが匿名性に隠れて行われることから加害行為がより過激になりやすい。そこで、被害者にもならず加害者にもならない対処法、適切に情報を取り扱うモラルを育成する。

### カ 生徒会活動

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を養う。

生徒会活動の充実が、いじめの未然防止の取組につながる。特に利害衝突による軋轢や葛藤を克服する過程で人間的な成長が期待できる。コミュニケーション力や人間関係形成力がいじめの防止に有効である。更にいじめの未然防止の取組が、まさに自分たちの問題として主体的に考えていく姿勢を求めていく。

### キ 「心のきずなを深める月間」（期間6月1日～6月30日）

人権教育LHRの取組、二者面談・三者面談の集中的取組、人権問題啓発への取組

## ク 授業改善

生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間である。授業の中に生徒の不安や不満が高められていないか、授業がストレッサーになっていないかというのは、授業改善の大きなポイントである。

全ての生徒が授業に参加できる、授業で活躍する場面があるということが、安全安心で楽しい学校づくりの基本となるものであり、基礎学力の充実はもちろん、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

また、教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしていないか、十分に注意する。

### (3) 年間の取組についての検証を行う時期

いじめの未然防止に向けた取組は、学校を挙げてさまざまな教育活動の中で年間を通して行う。

年度当初に各部・各科・各教科等で年間指導計画を立てる（P）。そして年間計画に従って具体的な取組を展開していく（D）。取組をよりよいかたちに改善していくために、これを随時検証する（C）。年度途中であっても問題が発見されれば、これを職員全体で共有し課題として捉え直し改善する（A）。基準となる実施月として7月、12月、3月を原則とする。

## 6 いじめに対する措置

### (1) 被害生徒（いじめられた生徒）への対応

いじめられた生徒の側に立ち、親身に対応することで心理的ケアを行っていく。

ア 担任や学年団職員を中心に、生徒が話しやすい職員が事実を確認する。

イ 生徒のつらさや悔しさに対しては共感する姿勢でよく耳を傾け、思いを丁寧に聴きだしていく。

ウ 生徒のよいところや優れている点をほめ、励ます。

エ いじめは絶対に許さないこと、生徒の味方であることを伝える。また、秘密は絶対に守るという姿勢も伝える。

オ 生徒の精神状況をふまえ、必要に応じて保健室での健康相談、SC、SSWや医療機関など専門機関へつなげていく。

カ 生徒の情報を職員で共有し、表面的な変化から安易に解決したと判断せずに継続して支援を行っていく。

キ 事実が判明したらすぐに、担任（加害者側の担任も一緒に）は保護者に正確に事実を伝える。学校としては、徹底して生徒を守り、支援していくことを伝える。保護者の精神面も配慮しながら共感し、被害生徒の心のケアへの協力を要請する。

対応の経過をこまめに伝え、家庭での様子などを聞き、生徒の精神面を把握していく。

### (2) 加害生徒（いじめた生徒）への対応

いじめを行った行為に対して毅然とした態度で対応し、どうすべきだったのかを内省させ今後の行動につなげていく。

ア いじめを行った背景を理解しつつ、生徒の言い分を十分に聞く。

イ 複数の職員で事情を聴取し、事実確認を行う。

ウ 被害者の心情、事の重大性に気づかせ、自分が加害者であることを自覚させる。

エ いじめは決して許されないことを伝え、責任転嫁は許されない姿勢をとる。

オ なぜいじめをしてしまったのか、友人関係における自分の立場を振り返りながら、今後の行動について一緒に考えていく。

カ 本人の精神状況、ストレスなどについて耳を傾ける。

キ 生徒の精神状況をふまえ、必要に応じて保健室での健康相談、SC、SSWや医療機関

など専門機関へつなげていく。

ク 担任は保護者へ事実を正確に伝え、学校側の対応を理解してもらう。保護者の心情を理解、共感しながら、相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを理解してもらう。今後の成長のため、家庭での指導、精神面でのサポートの協力を依頼する。

### (3) その他の生徒への対応

ア いじめは、学級、学年、学校全体の問題として対応していく。職員は、いじめは絶対に許さないという姿勢を示し、生徒の心の成長を促していく。

イ 第三者がいじめの事実について信頼できる大人等に相談することは、その人の人権と命を守る行為であることを伝える。

ウ いじめを傍観することは、いじめを認め、助長することであると指導し、学年を中心にいじめを許さない心情を高め、学校全体に広げていく。

エ 周囲ではやしたてていた者や傍観者も、いじめ問題の関係者であるということを受け止めさせる。

オ いじめられていた生徒は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

カ これからどのように行動したらよいかを考えさせる。

キ 学級、学年を中心にいじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めていく。

## 7 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義・意味

ア いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒の状況に着目して判断）

イ いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（生徒の状況に着目して判断）

### (2) 学校の設置者又は学校による調査

ア 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校の設置者が主体となって行う場合（県立学校においては、教育委員会規則で定めるもの）と学校が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

イ 調査を行うための組織

(ア) 学校の設置者が調査主体となる場合（県立学校においては、教育委員会規則で定めるものとする。）

県立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となって行う場合は、法第14条第3項の県教育委員会に設置される附属機関（「審議会」）が調査を行う。

(イ) 学校が調査主体となる場合

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くとされている「学校いじめ対策組織」（「甲佐高等学校いじめ防止対策委員会」）を母体と

して、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加える。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施されるものである。

そのために重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

エ その他の留意事項

重大事態については、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。学校の設置者及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

**(3) 調査結果の提供及び報告**

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

**(4) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置**

ア 上記の調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「熊本県いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）において行う。

イ 再調査についても、学校等による調査同様、調査委員会は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。